

基本目標1
真の豊かさを感じるまち

基本目標 1 / 施策の方向 1



1. 保健・医療

現状と課題

- 糖尿病や高血圧性疾患などの生活習慣病の増加が全国的な問題となっています。生活習慣病は今や、国民の全死亡原因の約3分の2近く、国民医療費の約3分の1を占め、多くの疾病や障がいのはり発生要因となっています。
- 本市では、「健康増進計画 健康いちかわ21（第2次）」に基づき、健康上の問題で日常生活が制限されることなく自立して生活できる期間である「健康寿命」を延ばし、市民一人ひとりの「健康格差」を縮小するため、市民の健康増進を総合的に推進しています。今後は、高齢化の進行や医療の高度化に伴う医療費や医療需要の増加に対応するため、更なる取り組みの充実が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一人ひとりが健康の重要性を改めて認識しました。一方で、食生活や運動習慣の変化、健康診査の受診控えや高齢者の身体機能低下などの新たな懸念が生じています。
- 妊娠期や産後などにおいて、医療や専門的支援のニーズが高まっており、安心して妊娠・出産できる環境の整備を進める必要があります。また、乳児期から幼児期において、子ども一人ひとりの成長に応じて子育てができるよう、乳幼児健診の充実とその後の継続的支援を行える体制の整備も求められています。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%)

26.0

【現状値】

取り組み**(中分類1) 健康づくりの推進 (所管部：企画部、保健部)**

誰一人取り残されず、生涯にわたり安心して健やかで心豊かに暮らせるよう、心と体の両面から健康づくりを推進し、健康寿命日本一を目指した取り組みを行います。また、乳幼児のすこやかな成長のため、相談体制や健康診査などのさらなる充実を図ります。

その他、市民自らが食生活、歯・口腔の健康、運動、休養、喫煙や飲酒などの生活習慣を見直し、健康意識の向上を図れるよう、各種健康づくり事業を実施します。

(小分類)

- ・ 疾病予防、健康管理の推進
- ・ 健康への習慣づくりの推進
- ・ 正しい健康知識の周知・啓発
- ・ 生活習慣病予防に関する情報提供や普及啓発及び講座の実施
- ・ 睡眠やこころの健康に関する正しい情報の提供
- ・ 幅広い年代に対する相談機関の周知
- ・ 栄養・食生活に関する相談及び講座の実施
- ・ 歯・口腔の健康に関する健（検）診や相談の実施

(中分類2) 感染症対策の推進 (所管部：保健部)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の経験を踏まえ、新たな感染症が流行するという事態が生じた際に、市民の命を守るための対策の強化を図ります。

また、子どもの成長に応じた予防接種をはじめ、予防接種法に基づく定期接種が確実に接種できる環境を整えます。

(小分類)

- ・ 感染症についての正しい知識の普及啓発
- ・ 子どもの定期接種の積極的勧奨の推進

(中分類3) 母子保健の推進 (所管部：保健部)

安心して妊娠・出産に臨むことができるよう、健診に係る費用の助成や正しい知識の普及を図ります。また、病気の早期発見と、家族とともに子ども一人ひとりの成長に合わせた子育てができるよう、乳幼児健診及びその後の支援体制の充実を図ります。

(小分類)

- ・ 妊婦健診等の費用助成
- ・ 妊娠・出産・子育てに関する健康教育及び相談の充実
- ・ 乳幼児期の健やかな発育・発達の支援

部門別計画

市川市健康増進計画（健康いちかわ21）／企画部

市川市食育推進計画／保健部

いのち支えるいちかわ自殺対策計画／保健部

市川市子ども・子育て支援事業計画／こども政策部

基本目標 1 / 施策の方向 1



2. 子育て

現状と課題

- 本市は、30代と40代前半のいわゆる子育て世代が広く・新しい住宅を求め、近隣市や都内へ転出している状況があります。子育てを始める、始めた方々に長きにわたって本市に住み続けたいと思ってもらえるように、定住促進に関する様々な施策を多角的に取り組んでいくことが重要となります。
- 本市の合計特殊出生率は令和2年(2020年)時点で1.26であり、全国平均の1.33と比べて低くなっていることから、妊娠と出産、そして、その後の子育てと仕事の両立を安心して行える環境の整備を進めていかなければなりません。
- 少子化や核家族化の進行、地域社会におけるつながりの希薄化により、子育てに対する不安や孤立感を抱える人が増えていることから、子育て家庭が相互交流を行える場所の提供や、育児に関する情報提供など、地域における子育て支援の充実を図る必要があります。
- 保育園については、新たな施設の整備と保育士の確保に継続して取り組んだ結果、令和3年度(2021年度)及び令和4年度(2022年度)は、待機児童ゼロを達成しました。今後は、待機児童ゼロを継続するため、保育需要を見極めたうえで地域を限定し、施設の整備に努めるとともに、保育の質の向上に向けた取り組みについても継続することが重要となります。
- 障がい児や医療的ケア児、発達に課題のある子どもなどについて、教育・保育施設においてそれぞれの状況に合わせたきめ細かい支援が不可欠となっています。
- 家庭環境に関わらず、すべての子どもが健やかに成長するために、子どもの貧困対策や食の環境の支援、子どもの居場所づくりの推進、児童虐待防止対策の強化、ひとり親家庭等の自立支援の充実などが求められています。また、安心して医療機関に受診できる環境の整備が重要であり、子どもの医療費助成の拡充に取り組んでいく必要があります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%)	20.5
【現状値】	

取り組み

(中分類1) 地域における子育て支援 (所管部：こども政策部)

すべての子育て家庭が安心して子育てできるよう、待機児童ゼロの継続や、一時保育など多様な保育サービスの充実、妊娠から出産・育児のそれぞれの時期にわたる相談や情報の提供、子育てをする親同士の交流の場を提供するなど、きめ細やかな子育て支援を行います。

(小分類)

- ・ 待機児童ゼロ継続のための計画的な保育施設の整備
- ・ 多様な保育サービスの充実
- ・ 地域の子育て力向上のための支援の充実
- ・ 子育て相談・情報提供の充実

(中分類2) 乳幼児期における保育の質の向上 (所管部：こども政策部)

子どものすべてを受け入れ、心身の状況に応じたきめ細やかな援助や関わりを基盤とし、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度を身につけていけるように保育を展開します。養護と教育が一体となった保育を計画的に進めることで、保育士の専門性の向上や保育実践の改善を行い、保育の質の向上を図ります。

(小分類)

- ・ 保育の内容の質を高めるための取り組みの充実
- ・ 適正な保育環境の確保に向けた取り組みの推進
- ・ 保育士の確保と資質向上の推進

(中分類3) 特別な支援を要する子ども、子育て家庭への支援

(所管部：こども政策部)

障がい児や医療的ケア児、発達に課題のある子どもに対し、個々に応じた適切な支援を行います。また、子どもの貧困対策の推進や子どもの居場所づくりの支援を行うとともに、児童虐待を防ぐための体制の強化やひとり親家庭への支援など、子どもの権利が尊重され、すべての子どもたちが自分らしく心豊かに成長できる環境を整えます。

(小分類)

- ・ 医療的ケアや発達の支援が必要な子ども、子育て家庭への支援の充実
- ・ 子どもの貧困対策の推進
- ・ 子どもの食の環境の支援
- ・ 子どもの居場所づくり
- ・ 児童虐待防止のための相談体制の充実及び周知活動の継続
- ・ ひとり親家庭等の自立のための支援の充実
- ・ 子どもの健やかな成長のための医療費助成の拡充

部門別計画

市川市子ども・子育て支援事業計画／こども政策部

基本目標 1 / 施策の方向 1



3. 地域福祉

現状と課題

- 近年、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化などにより、地域社会や家庭の様相は大きく変化しています。また、個々の抱える問題も複雑・多様化しており、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。
- 本市では、平成 13 年度（2001 年度）から、支えあいの地域づくり「地域ケアシステム」の推進に取り組み、福祉コミュニティの充実を図っています。今後は継続して地域の問題に取り組む活動の担い手の確保や育成に取り組むとともに、コロナ禍で活動休止となっていた活動を安心して再開させていくため、オンラインや自宅訪問など、状況に応じた新たな支援の在り方を検討していく必要があります。
- 本市における包括的な支援体制の構築に向けて、これまでの「高齢」、「障がい」、「生活困窮」、「こども」といった各分野別の相談支援や、地域づくり支援の取組みを活かしたうえで、それぞれの分野のみでは対応できない、「複雑化・複合化した支援ニーズ」や「制度の狭間にある課題」に対応していくことが求められており、社会福祉法の改正により創設された、相談支援・参加支援・地域づくり支援の 3 つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」を推進していく必要があります。
- 介護と育児に同時に直面するという「ダブルケア」や、高齢の親がひきこもりの子の経済的な支援を行う「8050 問題」などの問題に対応するため、包括的な支援体制の構築に取り組んでいかなければなりません。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%)

【現状値】

18.0

取り組み**(中分類1) 地域共生社会への意識変革 (所管部：福祉部)**

すべての市民が、地域での交流と支え合いに関心を持ち、それぞれの役割を担ってもらうために、広報いちかわや市公式 Web、講座などの機会を通じて支え合い社会に向けた周知と啓発を行います。地域のニーズに対応した行政運営を行うため、部門間連携の強化や職員意識の変革に取り組みます。

(小分類)

- ・ 地域福祉に関する情報の提供
- ・ 地域共生社会に向けた意識の啓発
- ・ 市民と職員の意識変革

(中分類2) 地域への参加と交流の体制づくり (所管部：福祉部)

市民や各種団体、事業者が地域で活動できるよう支援し、緊急時を含めた支援体制づくりを進めていきます。地域活動への関心と参加を促し、多様な交流の機会を創出し、住民同士が相互に支え合い、助け合う「福祉コミュニティ」の充実を目指します。

(小分類)

- ・ 世代や属性にとらわれない交流の場づくり
- ・ 福祉コミュニティの充実
- ・ 地域における防災体制充実の推進
- ・ 社会とのつながりを作るための支援の整備

(中分類3) 地域の安心と信頼の向上 (所管部：福祉部)

自助や共助による取り組みを促進する一方で、基本的な福祉ニーズには、一定の基準のもと全市的かつ一律に実施できる「公的な福祉サービス(公助)」で対応します。また、これらすべての取り組みが、相互に連携・補完して様々な福祉ニーズにつながるよう、包括的な相談支援体制の整備を進めるとともに、サービスそのものを安心して利用できるような質の向上を図ります。

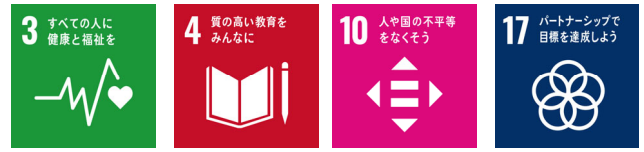
(小分類)

- ・ 属性、世代、相談内容を問わない包括的な相談支援体制の整備
- ・ 公的なサービスの質の向上

部門別計画

市川市地域福祉計画／福祉部

基本目標 1 / 施策の方向 1



4. 障がい者福祉

現状と課題

- 市内の障害者手帳所持者は、平成 30 年度（2018 年度）から令和 4 年度（2022 年度）までの 5 年間において、毎年 1.8%程度増加を続けており、今後も障害福祉サービスなどの需要が増していくことが予想されています。
- 本市では、平成 28 年度（2016 年度）に施行された障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別の解消に取り組むとともに、第 4 次いちかわハートフルプランに基づき、障がいのある方を取り巻く環境の改善を目指しています。
- 障がいのある方が地域で安心して日常生活を送れるように、社会参加の促進や生活不安の解消のための仕組みや環境づくりの推進を必要としています。また、多様性を認め合う共生社会の実現に向け、障がいへの理解や合理的配慮の提供を一層促進していく必要があります。
- 障がい者の家族などの高齢化も進んでおり、障がい者本人だけでなく、支援者を含めた包括的な支援が必要となっています。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%)	16.7
【現状値】	

取り組み

(中分類1) 社会参加・就労の促進 (所管部：福祉部)

施設での日中活動や、通所施設における福祉的就労、自立のための一般就労などを充実させることにより、本人の意思に添った社会参加を促進します。

(小分類)

- ・ 就労支援
- ・ 地域活動支援センターの運営支援

(中分類2) 生活支援の充実 (所管部：福祉部)

地域での多様なライフスタイルに合わせ、障害福祉サービスの充実を図るとともに、社会生活の基本であるコミュニケーションや移動を支援する体制づくりを進めます。また、障がい者の安心した地域生活のため、相談支援体制や権利擁護体制のほか、医療的ケアを要する方への支援体制の充実を図ります。

(小分類)

- ・ コミュニケーションの支援、移動サービスの充実
- ・ 基幹相談支援センターをはじめとした障がい者の相談支援体制の拡充
- ・ 地域生活支援拠点等の整備
- ・ 差別解消、虐待防止等の権利擁護体制の充実
- ・ 医療的ケアを要する方への支援体制の充実

(中分類3) 医療・リハビリテーションの支援 (所管部：福祉部)

障がい者(児)の地域における生活を支援するための各種医療費の助成を行います。また、身近な地域においてリハビリテーションを行うことのできるよう、環境整備を図ります。

(小分類)

- ・ 医療費助成の充実
- ・ リハビリテーション機能の充実

(中分類4) 地域の理解・支援の促進 (所管部：福祉部)

障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮の提供のため、様々な障がいや生きづらさを感じている方に対する理解を促進するとともに、障がいのある人もない人もともに地域の中で安心して暮らしていけるよう、障がい者団体とその活動を支援する人や自治会などとのネットワークづくりを進めます。また学校において、障がい者(児)に対する正しい理解を深める教育などを進めます。

(小分類)

- ・ 理解の促進
- ・ ネットワークの形成
- ・ 福祉教育の推進

部門別計画

市川市障害者計画／福祉部

市川市障害福祉計画／福祉部

市川市障害児福祉計画／福祉部



5. 高齢者福祉

現状と課題

- 本市の老年人口(65歳以上)の割合は年々上昇しており、特に、要介護認定率の高い後期高齢者人口(75歳以上)が伸びています。今後もこの傾向が続くことが予想されており、高齢者福祉の取り組みが一層重要なものとなっていきます。
- 一人暮らし高齢者や高齢者のみで暮らす世帯が増加する中、地域のつながりの希薄化と相まって、高齢者や認知症の人の孤立が課題となっています。
- 住み慣れた地域で最期まで暮らし続けるための仕組みである「地域包括ケアシステム」の推進においては、高齢者の社会参加を促進し、介護予防や健康寿命の延伸につなげるとともに、認知症の有無にかかわらず同じ社会でともに生きる「共生」の基盤のもと、生活支援や見守り支援などの体制整備が必要とされています。
- 要介護・要支援認定者数や認知症高齢者数も年々増加傾向にあり、介護サービスの更なる需要増が見込まれることから、適正かつ効果的なサービスの提供、在宅サービスと施設サービスのバランス良い整備、医療と介護の連携などを進めていく必要があります。
- 訪問系の介護事業者を中心に、介護人材の不足は深刻化しており、今後、介護需要の増える中で担い手人口の減少が予想されることから、人材確保や業務効率化の支援にも取り組まなければなりません。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	20.9
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 介護予防と生きがいづくりの充実 (所管部：福祉部)

高齢者の介護予防に取り組み、健康で明るく元気に生活できるように健康維持・増進を支援し、住民主体の通いの場の充実や自立支援に資する取り組みを進めます。

また、高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送ることのできるよう、生涯学習の講座などを充実させるとともに、これまでに培ってきた知識や経験を活かし社会で活躍できる場を拡充するための取り組みを進めます。

(小分類)

- ・ 住民主体の通いの場の充実・地域づくりの推進
- ・ 自立支援に資する取り組みの推進
- ・ 健康づくりの推進
- ・ 就労や社会参加の促進

(中分類2) 介護サービス及び生活支援サービスの充実 (所管部：福祉部)

介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし、介護者の負担を軽減できるよう、認知症の方に対する早期の支援や、医療との連携強化、在宅サービス、施設・居住系サービスの充実などを図ります。また、日常生活で支援を必要とする高齢者に対する生活支援サービスの情報提供と併せて、支え合い活動の創出や担い手の育成、外出の機会を増やす取り組みなどを進めていきます。

(小分類)

- ・ 医療介護の連携推進と介護サービスの充実
- ・ 持続可能なサービス提供体制の構築
- ・ 認知症施策の総合的な推進
- ・ 地域資源の把握及び開発、並びに情報提供

部門別計画

市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画／福祉部

基本目標 1 / 施策の方向 1



6. 社会保障・住まい

現状と課題

- 高齢化の進展に伴い、老後の生活を保障する公的年金の役割が一層重要なものとなっている中、年金への加入意識や納付率の向上が課題となっています。
- 被保険者の減少・高齢化や医療の高度化に伴い、1人あたりの医療費は年々増加しており、国民健康保険制度は厳しい財政状況におかれています。一方で、平成30年度(2018年度)から国民健康保険制度が都道府県単位の広域化となったことに伴い、各市町村の国保財政の安定的・持続可能な運営の推進がより一層求められています。本市においても、決算補填などの目的の法定外繰入について、その必要性や額の妥当性などを改めて整理・検討したうえで、保険税収納率の向上、医療費適正化の取組などの推進や県が提示する標準保険料(税)率を参考に適正な保険税率を検討することなどにより、計画的な解消・削減に努めています。
- 生活の困窮は、低収入などの経済的理由やひきこもりなどの社会的理由など様々な要因が複雑に絡み合って生じています。近年、生活保護受給者や生活困窮者が増加していることから、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護からの脱却を支援することや再び生活保護に頼ることのないように支援することなど、個々の状況に応じた支援を行うことが重要となります。
- 適正な水準の住宅を確保できない住宅確保要配慮者に対して、市営住宅等の供給のほか、民間賃貸住宅を活用するなど住宅セーフティネットの強化が求められています。また、老朽化が進んでいる市営住宅は、計画的な改修工事及び施設修繕を進め、安全性、居住性の向上を図る必要があります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	18.1
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 安心して暮らせる社会保障の充実 (所管部：市民部・福祉部・保健部)

国民年金の加入意識や納付を向上させるため、広報などを通じて、国民年金制度の啓発を図ります。

また、特定健康診査や特定保健指導などを実施し、生活習慣病を予防することで、医療費の適正化を図り、国民健康保険の健全な運営を目指します。

生活困窮世帯の生活の安定と自立を支援するため、その世帯の生活実態に応じた相談の充実を図ります。さらに、路上生活者や不安定居住者の社会復帰に向け、一時居宅や医療機関の受診などを支援するとともに、状況に応じた相談体制の充実を図ります。

(小分類)

- ・ 広報などを通じた国民年金制度の周知
- ・ 国民健康保険の健全な運営
- ・ 生活困窮者・不安定居住者などへの支援と自立の促進

(中分類2) 住まいの安心・安全への支援 (所管部：福祉部)

市営住宅の著しい老朽化のため、市川市公営住宅等長寿命化計画により計画的に改修することで、経年に伴う建物の耐久性の強化や更新を進め、安全性、居住性の維持向上を図ります。

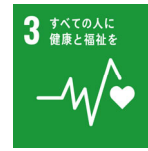
また、高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯などが安心して生活ができるように、住宅に関する相談や情報提供を行います。

(小分類)

- ・ 市営住宅の維持管理
- ・ 住宅確保要配慮者への住宅に関する相談や情報提供

部門別計画

市川市住宅セーフティネット計画（市川市公営住宅等長寿命化計画含む）／福祉部



7. スポーツ

現状と課題

- スポーツには、歓喜や感動を与え生活を豊かにすると共に、勇気や友情を育み、人と人、地域と地域をつなぎ、新しいコミュニティを創造することで、心身を成長させる力があります。また、目標やコミュニティができることで、生きがい生まれ、心身の健康を維持、増進させることにより、人生を生き生きとしたものにしてくれるものでもあります。スポーツは、近年、課題となっている健康増進や子どもの体力向上にも大変有用なものであることから、誰もが生涯を通じてスポーツを自由に楽しみ、享受することができる環境づくりを推進していくことが大切です。
- 近年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出制限などにより、スポーツに親しむ機会が制限されてきました。各種制限などの緩和により、以前のような賑わいが戻りつつありますが、引き続き、感染症対策やデジタル技術の活用に取り組むとともに、各々のレベルに合ったスポーツの実施やスポーツに触れることができる機会の提供を行っていくことで、更なるスポーツ人口や実施率の向上に取り組んでいく必要があります。
- スポーツ施設の老朽化及び機能不足への対応や、パラスポーツ、アーバンスポーツ、ユニバーサルスポーツ、e スポーツなど「新たなスポーツ」にも対応できる施設整備により、安全・安心で自由にスポーツができる環境づくりを行っていくことが求められています。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	22.3
--------------------	------

取り組み

(中分類1) スポーツをする機会の提供 (所管部：文化スポーツ部)

市民のスポーツ実施率向上のため、より気軽にスポーツをする機会として、軽スポーツ教室や競技スポーツ（初心者向け）教室などを地域団体等と協力し開催します。日頃触れる機会が少ないパラスポーツやアーバンスポーツなどについてもイベントなどを通じて普及促進を図ります。また、競技スポーツにおいては、トップアスリート等指導者の派遣や講義の開催及び開催支援等による市民の競技力向上を目指します。

(小分類)

- ・ スポーツ教室やイベントの開催
- ・ トップアスリート等指導者の派遣や講義開催等による競技力向上支援

(中分類2) スポーツをみる感動の発信 (所管部：文化スポーツ部)

スポーツに対する関心や興味を育む一環として、トップチーム等と連携を図り、試合観戦の機会創出を図ります。高レベルの試合等を見ることで、夢や感動、目標等を与え、より豊かな生活へと繋がります。また、トップチーム等以外にも子ども達がスポーツをする姿をみることで、心身の成長を実感するなど、スポーツをしない人にもスポーツの魅力を感じてもらおうことを目指します。

(小分類)

- ・ トップチーム等との連携
- ・ スポーツを観戦する環境の整備、機会の提供

(中分類3) スポーツをささえる環境の充実 (所管部：文化スポーツ部)

市民が安全に、安心してスポーツができるよう、感染症対策やデジタル技術による利便性の向上、市民のニーズや社会情勢にあった施設計画とし、より良いスポーツ環境の整備を行います。また、総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員の活動支援、公認スポーツ指導者制度などにより、スポーツをささえる組織・人材の確保と育成を進めるとともに、地域や企業と連携した地域環境の創成を目指します。

(小分類)

- ・ スポーツ施設の整備（維持改修・利便性向上の再整備・必要施設の整備）
- ・ スポーツをささえる人材や組織の確保と育成
- ・ 地域や企業との連携体制の創成

部門別計画

市川市スポーツ振興基本計画／文化スポーツ部

基本目標 1 / 施策の方向 2



8. 子どもの教育

現状と課題

- グローバル化の進展や環境問題の深刻化、Society5.0時代の到来、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、予測困難な時代にあつて、学校教育には、学習指導要領に沿つて様々な社会の変化に適応できる自立した人材を育むために学びの質を向上していくことが求められています。
- 社会の構造や環境が大きく変化する中でも、すべての子どもたちが持続可能な社会の創り手となることができるよう、実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも判断できる「思考力、判断力、表現力等」、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育てていくことが求められています。
- すべての子どもは、様々な個性と可能性を持っています。誰もが変化の激しい社会を生き抜いていくためには、お互いの個性を認め合い、協働し、多種多様な知恵や資源を生かしていくことが重要となります。
- 近年、偏つた栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。学校では、給食の充実とそれを通じた食育が推進され、より一層の地場産物の活用や米飯給食の充実が進められています。
- 最新の全国体力・運動能力、運動習慣等調査（全国体力テスト）の結果では、体力合計点の全国平均が下降しており、新型コロナウイルスの影響により、体育の授業や部活動の制限、外出自粛などによって、子どもの体力低下に拍車がかかっていると思われる状況にあり、対応が求められています。
- 子どもの様々な資質・能力を育成するためには、幼児教育から義務教育といった発達段階を踏まえたつながりの中で、体系的な学びを通じた学びと育ちの連続性が大切であり、幼保小連携や小中一貫教育を推進していく必要があります。
- 学校における働き方改革は、喫緊の課題であり、教職員が本来担うべき業務に専念できるよう、学校運営を見直すことや、家庭・学校・地域の役割の認識を深め一層の連携・協働を図ることで、地域とともにある学校づくりに取り組む必要があります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%)

【現状値】

17.6

取り組み**(中分類1) 社会の一員としての自覚を養う教育 (所管部：学校教育部)**

多様性を認め合う全員参加型社会への変革が求められる中、学校教育においても、性別や国籍、障がい等に関わらず、多様な属性や経歴を持ったすべての子どもたちが、個性や能力の伸長を図る機会を創出します。

多様性を尊重し、すべての子どもたちの学習参加が促されるよう、学校教育においては、障がいのある者となない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築を目指し、すべての子どもが自分の生活する地域で共に学ぶことのできる多様で柔軟な仕組みづくりを進めるなど、特別な教育的ニーズに応じた教育を推進します。

(小分類)

- ・ 多様な学び手のニーズに応じた教育
- ・ 特別な教育的ニーズに応じた教育

(中分類2) 一人一人の可能性を広げる教育 (所管部：学校教育部)

感性を豊かに働かせ、社会の中でたくましく生きていくことのできる力を育成するために、「豊かな心」、「確かな学力」、「健やかな体」の調和のとれた学びの充実を図ります。

デジタルとアナログをベストミックスし、誰一人取り残されることなく、すべての子どもの力を最大限に引き出します。

(小分類)

- ・ 多様な価値観を認めあう心の育成
- ・ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実
- ・ 安心して充実した学校給食の推進
- ・ 運動を通じた健やかな体の育成

(中分類3) 豊かな人間性を育む教育 (所管部：学校教育部)

就学前教育から義務教育9年間までを見通した一貫性のある指導体制の構築など、学びと育ちの連続性を大切にした教育を推進します。

保護者や地域住民が学校経営に参画することや地域と学校がパートナーとして連携・協働することで地域とともにある学校づくりを進め、地域全体で子どもを守り育てる体制を整えとともに、家庭・学校・地域が一体となって子どもを育てる仕組みづくりを推進します。

(小分類)

- ・ 学びと育ちの連続性を大切にした教育
- ・ 社会との連携を大切にした教育

部門別計画

市川市教育振興基本計画／教育委員会
 市川市学校環境基本計画／教育委員会
 市川市特別支援教育推進計画／教育委員会



9. 生涯学習

現状と課題

- 絶えず変化する予測困難な社会において、すべての人がその変化に対応し、必要な知識・能力などを更新できるよう、生涯を通じた学び直しの必要性が高まっています。人生 100 年時代を迎え、一人一人の多様な幸せが社会全体の幸せでもあるウェルビーイングが実現されるように、生涯学習の場づくりに加え、学んだことを活用できる機会の拡大が求められています。
- すべての人がお互いを尊重し、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現に向け、主体的に地域の課題を解決することができるように、地域コミュニティを形成するなど、人と人がつながる仕組みを構築し、社会的包摂を推進する必要があります。
- 公民館などの社会教育施設は、市民の学びの拠点として、利用者層の拡大と各種活動の活性化が課題となっています。情報通信技術を活用した「オンラインによる学び」の拡充を図るだけでなく「対面による学び」の組合せにより、多様なニーズに応じた学びを提供するなど、市民に身近で使いやすい学習拠点としての機能を高めることが求められています。
- 本市は、地域への貢献や発展に資することを目的として、市内 5 大学と包括連携協定を結んでいることから、双方が持つ資産を相互に活用して市民ニーズにあった市民講座を充実させていくことも有用となります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	26.5
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 生涯を通して学び続けられる学習環境の実現 (所管部：生涯学習部)

多様な学習ニーズに応えるサービスの充実を一層進めるとともに、図書館や博物館、公民館などの社会教育施設を情報の発信源や学びの拠点として有効に活用することで、誰もが生涯を通して学び続けることのできる学習環境の実現を図ります。

また、学びの成果を誰もが発揮できる活動の場を構築することで、生涯学習で得た知識や成果を積極的に地域社会に活かせる機会や仕組みづくりを進めていきます。

(小分類)

- ・生涯学習機会の充実
- ・公民館など社会教育施設を活用した地域の学習拠点づくり
- ・社会教育と学校教育との連携を通じた子どもの成長サポート
- ・図書館・博物館などの活用を通じた学習活動の促進

(中分類2) 大学と連携した学習機会の提供 (所管部：企画部・生涯学習部)

市内の大学と連携し、大学の持つ恵まれた環境の中で社会の諸問題や生活向上のための新しい知識の習得を目的とした生涯学習の機会を提供していきます。

また、市立図書館と大学図書館の相互利用を推進することにより、自ら学びたい市民が学習する機会を提供していきます。

(小分類)

- ・大学との包括連携協定に基づく生涯学習の推進
- ・図書館の相互利用の推進

部門別計画

市川市教育振興基本計画／教育委員会
 市川市立図書館運営基本計画／生涯学習部
 市川市子どもの読書活動推進計画／生涯学習部

基本目標 1 / 施策の方向 4



10. 雇用・労働

現状と課題

- 平成 31 年（2019 年）に働き方改革を推進することを目的とした「働き方改革関連法」が施行され、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現が求められています。また、女性や若者、高齢者、障がい者、外国人などの多様な人材が活躍できる社会の実現にも取り組んでいかなければなりません。
- 平成 31 年（2019 年）5 月に成立した「改正労働施策総合推進法（通称：パワハラ防止法）」により、職場内のパワーハラスメント防止のため雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。大企業では令和 2 年（2020 年）6 月から、中小企業では令和 4 年（2022 年）4 月から施行されており、労働者が安心して働ける体制づくりが求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛要請により、時差通勤、オンライン会議、テレワークなど労働環境に大きな変化が生じており、これに対応した働きやすい労働環境の整備が必要とされています。
- 地域の雇用機会を創出することは、市内経済の活性化に資するとともに、財政的な面からも重要な課題となっています。雇用施策の情報提供、地域の実情にあった雇用施策の実施など、総合的に展開していく必要があります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	11.4
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 就労支援の充実 (所管部：経済部)

将来に不安を抱える人の就労相談や勤労者・中小企業経営者からの労働問題の相談など、相談支援体制を充実させ、パワーハラスメントをはじめとした労働問題の解消を目指します。また、高齢者・障がい者を含めた求職者に対して就労機会の拡充を図り、勤労者が安心して健康に働き、暮らすことが出来るよう就労を支援します。

(小分類)

- ・ 相談支援体制の充実
- ・ 就労支援体制の拡充

(中分類2) 多様な働き方改革の推進 (所管部：経済部)

仕事と育児や介護との両立や、少子超高齢化による生産年齢人口の減少などを踏まえ、様々なライフスタイルを尊重し、働く人々の意欲と能力を生かした職場環境の整備を推進します。

また、従来の働き方や休み方を見直し、個々の事情に応じて多様で柔軟な働き方を選択できるワークライフバランスが実現された社会を目指し啓発を行います。

(小分類)

- ・ 勤労者福祉の増進

部門別計画

(仮称) 商工業振興ビジョン／経済部 ※策定中

基本目標 1 / 施策の方向 5



1 1. 多様性社会

現状と課題

- 社会生活におけるハラスメントや家庭などにおける DV や虐待など、人権問題は依然として発生しており、市民一人ひとりの人権意識の高揚に向け、引き続き取り組む必要があります。
- 「性はグラデーション」と言われるように、社会には、一般的に認識されている男性、女性という2つの性にあてはまらない方がおり、社会的には少数となるそうした人たちのことを「性的少数者」、「セクシュアルマイノリティ」、「LGBTQ+」などと言います。すべての人が、互いに人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会を目指し、多様な性のあり方について正しく理解し、LGBTQ+の方々への差別や偏見をなくしていくことが必要となります。
- 女性の地位向上については、男女の能力や役割に対する固定的な考え方を取り除き、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することのできる社会づくりを推進していく必要があります。
- 生活者として、定住、労働する外国人は出身国も多岐にわたり、生活様式も多様化しています。国籍、文化、慣習、宗教などの違いをこえて、在住外国人が男女共同参画を目指した各種活動に安心して参画できるよう、在住外国人のための生活関連情報の提供や相談体制を整備していく必要があります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	12.5
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 多様性社会の実現 (所管部：総務部・企画部)

個人の尊厳が尊重され、性別、性自認、性的指向、国籍、民族、年齢、障がいの有無等、様々な社会的属性にかかわらず、互いの多様性を認め合い、すべての人が自分らしく暮らせる地域社会を築くために、多様性社会推進施策を実施します。また、各種審議会への参画など、女性が政策・方針決定過程に参画できる環境の整備や、就業機会や職場における男女平等を推進するための社会環境の整備を進めます。あわせて、在住外国人への日本語支援を含めた総合的な支援を行い、地域社会の構成員として社会参加を図れる取り組みを進めます。

(小分類)

- ・ 多様性を認め合う意識づくりと教育の推進
- ・ 自立・参画を育む環境の整備
- ・ あらゆる分野への男女共同参画の促進
- ・ 在住外国人への支援

(中分類2) 人権の尊重 (所管部：総務部)

すべての市民が人権尊重の意識を持ち、互いの人権を尊重し合えるよう、人権啓発を行います。また、児童・高齢者・障がい者への虐待や配偶者からの暴力の防止に向けた啓発を進めるとともに、被害者の救済・支援を充実させます。さらに、相談窓口の充実や関係機関との連携強化を進め、被害者の早期発見や迅速な対応がなされるよう体制を整備します。

(小分類)

- ・ 人権意識の高揚
- ・ 相談・救済・支援体制の充実

部門別計画

市川市男女共同参画基本計画／総務部

市川市多文化共生推進指針／企画部 ※策定中



12. 平和

現状と課題

- 海外では、国同士の争いにより、国民の平穏な日常が奪われるという悲劇が報じられています。近年では、ロシアによるウクライナ侵攻の被害が拡大し、改めて戦争の悲惨さと平和の大切さ、命の尊さが認識されました。
- 本市では、いかなる国の核兵器に対してもその廃絶と軍縮を訴え、世界の恒久平和確立のため「核兵器廃絶平和都市」を宣言しています。今なお世界各地でテロや紛争が勃発する中、平和の尊さを理解し、次世代の子どもたちに伝えていくことが重要となります。
- 異文化への理解から始まる多文化共生の意識を醸成するためには、他国の文化習俗に触れ、異文化に暮らす人々と交流する機会を市民に提供していくことが不可欠となります。本市では、姉妹・友好都市やパートナーシティとの市民同士の交流活動に取り組んでおり、互いの都市と相互理解を深め、世界平和に貢献していく必要があります。
- 在住外国人の支援や多文化共生社会の推進においては、年々増加する在住外国人の方が、言語の壁を超えて住みやすい街となるような施策を進めていく必要があります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	15.7
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 平和意識の高揚 (所管部：総務部)

「核兵器廃絶平和都市宣言」の趣旨に基づき、恒久平和に対する市民意識の高揚と定着化を図るために、作品募集や展示会などを通じて平和啓発活動を推進します。

(小分類)

- ・ 平和啓発活動の推進

(中分類2) 国際理解の促進 (所管部：企画部)

国籍や民族・文化の違いを互いに寛容し、誰もが自分らしく暮らせるまちを実現するため、平和や国際交流・国際理解に関わる市民の活動を促進するとともに、在住外国人が安心して暮らせるように支援を行います。

(小分類)

- ・ 国際交流活動の促進、支援
- ・ 在住外国人への支援

部門別計画

市川市多文化共生推進指針／企画部 ※策定中

